

尼崎市教育委員会 9月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和2年9月28日 午後3時37分～午後4時42分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	松本 眞
	教育長職務代理者	磯田 雅司
	委員	仲島 正教
	委員	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世

3 出席した事務局職員等

教育次長	白畑 優
管理部長	梅山 耕一郎
学校教育部長	東 政信
教育総合センター所長	平山 直樹
社会教育部長	安田 博之
企画管理課長	中島 章仁
学校ICT推進担当課長	岡西 勝義
学び支援課長	桐山 勉
歴史博物館長	伊元 俊幸

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

(1) 報告第7号 物件の買入れについて

(2) 議案第53号 尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則について

日程第3 教育長の報告と委員協議

午後3時37分、教育長は開会を宣した。

松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。中島企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。8月定例会の議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いたします。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。8月定例会の議事録を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。
次に、日程第2「議事」の「報告第7号 物件の買入れについて」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。岡西学校 ICT 推進担当課長。

学校 ICT 推進担当課長 学校 ICT 推進担当課長でございます。それでは、報告第7号「物件の買入れについて」ご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料1 2ページをお開き願います。本案は、GIGA スクール構想の実現に向け、市立小中学校等の児童生徒一人一台端末等の学習環境整備を行うにあたり、市長に申し出ることにについて、緊急やむを得ないため、尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第2項の規定により、令和2年9月3日に臨時に代理したので報告し、承認を求めるものでございます。それでは、14ページの説明資料でご説明させていただきます。「1 臨時に代理した理由」でございます。本物件の買入れ案件は、9月1日（火）に優先交渉権者が決定し、9月3日（木）に仮契約が行われる予定であったことから、緊急やむを得ないため、本件契約締結にかかる教育委員会の議決を経ず、教育長による臨時代理処分としたものでございます。「2 臨時に代理した日」は、令和2年9月3日でございます。「3 買入れの目的」でございますが、国から示されたGIGAスクール構想におけるICT環境整備を行うことで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的に実現するために、市立小中学校等の児童生徒一人一台端末等の学習環境整備を行うものでございます。「4 買入れの方法」は、公募型プロポーザル方式で、※で記載しておりますように、事業者の選定にあたっては、選定委員会において、本件及びICT支援業務委託について、応募者からの提案内容を審査し、①企画提案書の内容、②実際の機器を利用したパッケージデモの内容等の提案点、実技点の合計が一定基準であると評価したうえ、価格点も含めた合計点で株式会社内田洋行大阪支店を優先交渉権者として選定したものでございます。「5 買入れの金額」は、20億1千4百71万3千800円でございます。「6 買入れの相手方」は、「大阪府中央区和泉町2丁目2番2号 株式会社内田洋行 大阪支店 執行役員 大阪支店長 岡野清吾」でございます。「7 主な買入れ物件の内容」ですが、学習者用端末（付属品含む）34, 387台、授業支援システム1式、他、記載のとおりでございます。「8 納期」は、令和3年3月31日でございます。次のページをお開きください。応募事業者及び審査結果でございます。応募事業者は、株式会社内田洋行大阪支店1社でございました。審査結果は、表記載のとおりでございます。以上で、報告第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 応募者が1者だが、金額の適正性はどうか。

学校 ICT 推進担当課長 価格につきましては、国において1台あたり4万5千円という国庫補助の基準を設けております。本案の買入れについても、税込みでぎりぎり4万5千円でした。県の方で

各自治体から依頼を受けて発注したものについても、上限の4万5千円ぎりぎりでした。

徳山委員 保障はあるのか。

学校 ICT 推進担当課長 保険を契約している訳ではなく、予備機を約4千台確保しておりますので、破損等の時は予備機で対応します。

徳山委員 これだけ台数を購入すると初期不良品等も想定されるが、そういった場合は交換してもらえるのか。

学校 ICT 推進担当課長 その際は、適正に対応していただきます。

太田垣委員 緊急やむを得ないとは。

学校 ICT 推進担当課長 市議会へ上程するにあたり期限があり、本案件は仮契約を締結してから市長名で上程します。その仮契約を締結するにあたって教育委員会を開いて議決をいただく必要があったのですが、日程上、教育委員会を開催することができなかったことから教育長において臨時に代理したものです。

太田垣委員 パソコンの使い方等はこれから決めていくのか。

学校 ICT 推進担当課長 プロポーザル方式において株式会社内田洋行と仮契約を締結しており、議会の議決を頂きましたら本契約を締結します。その後、正式に発注し、納期までにパソコンが納品されます。

松本教育長 導入のスケジュールを報告してください。

学校 ICT 推進担当課長 発注しましてから、早くも1月から小・中学校へ順次導入していきます。現在、ネットワーク工事も実施しており、工事が完了し納品された学校はパソコンを使った授業ができる環境は整います。ただ、教員への研修や、活用方法などはこれから教育委員会と学校とで検討してまいります。

松本教育長 来年の4月くらいに、児童生徒にパソコンが届くのですか。

学校 ICT 推進担当課長 3月中には、すべての児童生徒に渡ります。授業での活用方法等については4月以降となります。

徳山委員 容量はどれくらい確保しているのか。

学校 ICT 推進担当課長 クラウドを利用しますので、パソコン本体の容量は大きくはありません。

- 徳山委員 他端末からもクラウドにアクセスできるのか。
- 学校 ICT 推進担当課長 個人に ID とパスワードを付与しますので、可能です。
- 松本教育長 持ち帰りが一番大きな課題になると思います。持って帰って色々触ることは良いと思いますが、パソコンで宿題をするとなると、自宅でのネットワーク環境は様々なため、それをどうしていくかが今後の大きな課題だと思います。
- 磯田委員 家へ持ち帰るとなると、使用の基準等は作成されるのか。例えば、グーグルクロームからソフトをダウンロードしウィルスに感染し、クラウド上へも感染する可能性もあると思うが。
- 学校 ICT 推進担当課長 セキュリティの考え方も整理しておりますが、フィルタリングソフトが入っておりますので、設定で子どもたちが学習に関係のないものをダウンロードできないよう設定するなどを考えております。
- 徳山委員 パソコンは初期状態でも最小限のゲームが入っていたりするが、どうか。
- 学校 ICT 推進担当課長 そういったソフトは入っておりません。
- 磯田委員 学習環境に関係のないようなものをダウンロードしないなどの、高度なフィルタリングがかけられるということですね。後、Gmail が使えるようになると思うが、フィッシングメールなどが入ってきた場合はどうか。
- 学校 ICT 推進担当課長 メールについても検討しているところです。例えば、クラスの中では使用しても、対外的には使用しない等を検討している段階です。
- 松本教育長 パソコンを使うにあたっての注意喚起やフィッシング詐欺の対応方法や相談先などを、年度内にまとめて家庭に周知することを検討しているのですか。
- 学校 ICT 推進担当課長 具体的な周知方法等まで検討できておりませんが、アクセスできないようにするなどの細かい点を整理している段階で、整理ができましたら家庭の方にも学校を通じて周知していきたいと考えております。
- 仲島委員 他都市でも同じ状況だと思うので、市独自で基準を設けるとなると、非常に時間がかり、大変と思う。県など、一定基準を作成してもらえないのか。西宮市や神戸市も端末を整備し、同じ状況と思うので話し合い等できないのか。
- 松本教育長 例えば、先行しているのが奈良市ですね。

学校 ICT 推進担当課長 教育長が仰る通り、奈良市は先行しておりますので、事例等を教えて頂いている状況です。阪神間の各市町は、本市含め、導入に向けて頑張っている状況で、横並びで協議するところまでは難しいですが、情報交換には務めてまいります。

松本教育長 奈良市は、本市と同じ chromebook ですね。iPad とでは運用は少し異なりますね。

磯田委員 近隣の自治体でも違うのか。

学校 ICT 推進担当課長 iPad と chromebook と Windows の 3 つあります。

磯田委員 OS は、3、4 年経過すると、アップデートできなくなることがある。そうすると本体自体を替えないとセキュリティの問題もあり使えなくなるから大変。

学校 ICT 推進担当課長 6 年でサポート終了になります。

磯田委員 6 年でも長い方だと思うので、バージョンによっては 4 年ぐらいで切れるから心配です。

松本教育長 グーグルの OS がいつまで更新し続けるかはグーグルしか分からないところがありますが、どうしていくかという点はありますね。

学び支援課長 クラウドで動かすグーグルの良いところは、Google for Education が学校用に開発されたソフトがクラウドの中で更新されるところです。何年経過しても、グーグルの方で更新してくれます。

磯田委員 基本 OS もそうなのか。

学び支援課長 あまりにも古くなれば互換性がなくなってくることはあると思いますが、基本的には全部クラウド上で更新されると聞いております。また、Google for Education のクラウド上で子どもが使用するメールは、それ以外のメールをカットする設定もごさいます。

太田垣委員 壊れたりした時のトラブルに際しての費用は予算の中に含まれているのか。

学校 ICT 推進担当課長 含まれておりません。壊れたりした時の対応として、予備機を約 4 千台確保しております。

徳山委員 セキュリティ対策として別途契約するのか。サーバーはグーグル管理か。

学び支援課長 サーバーは、本市でもグーグルのでもございませぬ。別の民間企業のものです。

松本教育長 サーバーの管理は、ネットワーク工事の契約に入っており、セキュリティ対策はそちらで契約しています。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「報告第7号」を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「報告第7号」は報告のとおり承認いたしました。次に、「議案第53号 尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。伊元歴史博物館長。

歴史博物館長 歴史博物館長でございます。それでは、議案第53号「尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則について」をご説明させていただきます。お手元の資料16ページ、「議53」をお開き願います。本件は、10月10日に開館いたします尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の施行にあたり、条例施行規則を制定しようとするため、議決を求めるものでございます。それでは、資料20ページ、議案説明資料をご覧ください。まず、1の「制定理由」でございしますが、ただいま、ご説明いたしましたとおり、尼崎市立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の施行に伴い、条例施行規則を制定するものでございます。次に2の「主な制定内容」でございします。4項目にまとめさせていただいております。1点目は、規則第2条に規定しております、開館時間等でございます。歴史博物館の開館時間につきましては、午前9時から午後5時までとしております。ただし、分館である尼崎市立歴史博物館田能資料館につきましては、午前10時から午後5時までとしております。また、休館日につきましては、原則として月曜日と12月29日から翌年1月3日までの年末年始としております。2点目は、第3条に規定しております、博物館資料の特別利用許可の手続きでございます。博物館資料の熟覧、撮影・複写・借り受けなどの「特別利用」の許可を受ける際の手続きを定めるものでございます。3点目は、第4条に規定しております、「入場料の減免」でございます。条例第8条第2項に規定しております、歴史博物館において、特別の展示会・講演会その他の催しで、教育委員会が指定するものを開催する場合の入場料を減免することができる特別の理由について、資料の17ページから18ページに記載のとおり、定めるものでございます。具体的には、減免できる特別の理由として、身体障害者・知的障害者・精神障害者及びその介護人、20人以上の団体、並びにその他、特別の事情により教育委員会が特に減免の必要を認めたものと定めております。最後に4点目は、第6条に規定しております、歴史博物館内での「禁止行為」でございます。条例第9条に規定する行為のほか、歴史博物館において禁止する行為について定めております。次に、3の「本規則制定に伴う所要の整備」でございます。本規則の制定に伴い、「尼崎市立文化財施設の設置及び管理に関する条例施行規則」を廃止いたします。次に、4の「施行期日」につきましては、

条例の施行日である令和2年10月10日に施行いたします。なお、本規則の制定に伴い、廃止する「尼崎市立文化財施設の設置及び管理に関する条例施行規則」につきましては、資料の21ページから22ページに記載しております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

松本教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 現在、コロナの関係で美術館とか入館制限があるが、そういった点は規則に明記しなくてよいのか。

歴史博物館長 規則には規定しておりませんが、コロナ対策につきましては、業界別のガイドラインがございます。博物館におきましては、日本博物館協会が定めましたガイドラインがございますので、そちらを遵守してまいります。

松本教育長 基本、緊急事態宣言が起き、臨時休館の要請がない限りは、開館するというようになりますよね。例えば、博物館側で、点検等によって開館日においても臨時で休館することはないということですか。

歴史博物館長 そういった場合につきましては、基本的に決裁等により定めることとしております。

松本教育長 入場料の減免の実際の流れですが、条文に、減免申請書を提出しなければならないが、療育手帳等を提示すれば申請書の提出に代えると規定されているが、博物館に来て、企画展の入場料が700円として、その時に療育手帳等を出すと300円になって窓口で支払う流れですか。それとも自動券売機等を設置するのですか。

歴史博物館長 実際に入場料を徴収する方法までは、現時点では確定しておりませんが、教育長が仰るような方法を想定しております。また、規則では減免の対象として、障害者手帳等、三種の手帳を持っている方、20人以上の団体の方などを挙げております。このほかにも、例えば小・中・高の生徒・学生や高齢者など、低廉な入場料の設定することがふさわしい場合も想定されますが、歴史博物館の入場料は基本無料であり、こうした場合には、減免ということではなく、それぞれの額の入場料を設定することで対応していきたいと考えております。

歴史博物館長 補足させていただきます。条例第8条の入館料等をご覧ください。入館は、無料としております。ただし、特別な展示会等を開催する場合は、その都度教育委員会が定める額の入場料を支払うとしておりますので、減免よりも柔軟な対応が可能であると考えたものです。

松本教育長 規則の内容については、条例第8条第2項の規定に基づいたもので、身体障害者手帳等をお持ちの方は減免することができると明確にし、小学生等については、その都度の対応とするものですね。料金設定の際に、有料の場合もあれば、無料にする場合

もあるのですね。

歴史博物館長 仰る通りです。

太田垣委員 特定テーマの企画展は、常設スペースか、オープンスペースでされるのか。

歴史博物館長 常設展につきましては、2階に6つの常設展示室があり、そこで常に開設しております。企画展は、3階に大きめの展示室が2つございまして、年3、4回程度、様々なテーマの企画展を開催したいと考えております。なお、企画展につきましては、展示替えの関係もあり、展覧会と展覧会の間で開催していない時期もございます。

太田垣委員 企画展は、全て市が主催するのか。

歴史博物館長 1つのテーマで各地の博物館等を回る巡回展など、新聞社や実行委員会等が主催の展覧会なども開催できるよう、入場料の規定を設けているところでございます。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第53号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第53号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第3「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。中島企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会9月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、25ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。9月8日から10月8日まで9月市議会定例会が開催予定となっており、9日から11日までは一般質問が行われました。また、17日には文教委員会が、24日には決算特別委員会文教分科会が行われました。一般質問では、「新型コロナウイルスによる児童生徒等の影響について」や「少人数学級の実現に向けた国の動きに対する見解」、「市立尼崎高校における体罰根絶に向けたその後の取組み」など、計57問ございました。また、9月20日に防災総合訓練として兵庫県・阪神地域合同防災訓練が中央中学校で行われました。次に、学校教育関係でございます。8月25日にベイ・コミュニケーションズとの間で、新型コロナウイルス感染症の影響で授業や部活動に励む子どもたちの成果を披露する機会が少なくっているなか、ベイコムチャンネルのテレビ放送で子どもたちの活躍を取りあげることができるなどについての連携協定を締結しました。続いて、社会教育関係でございます。9月23日に長洲小学校で、9月25日に武庫庄小学校で学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールがスター

トしました。最後に、10月の主要行事予定表でございますが、9月の市議会定例会が引き続き10月8日までの開催予定で、10月1日及び2日には決算特別委員会の総括質疑がございます。また、10月10日から歴史博物館が開館いたしますが、その前日の9日に歴史博物館開館記念式典を開催いたします。10月12日15時30分から第3回教育委員協議会を、10月26日15時30分から10月教育委員会定例会を開催いたします。報告は、以上でございます。

松本教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳山委員 授業参観や運動会は実施しているか。

学校教育部長 小学校の体育的行事は、先週から徐々に実施しています。2学年ずつの3部制で実施しているところが多いです。授業参観はこれからです。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

松本教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。
これをもちまして、尼崎市教育委員会9月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会9月定例会の議事の全部を終了したので、午後4時42分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会9月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。